**平成２２年（フ）第３０号**
和歌山県田辺市下屋敷町37番地　西原ビル
債務者　尾崎　順子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２２年（フ）第１６８号**
愛知県一宮市森本４丁目７番20号　ハイツ森本101号
債務者　山脇　光好
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第６２号**
岡山県津山市上田邑2140番地11
債務者　高橋　勝彦
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２２年（フ）第２５１８号**
大阪府東大阪市角田１丁目11番８―702号
債務者　佐加井淳美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７５号**
釧路市中島町２番６号、住民票上の住所札幌市豊平区西岡２条２丁目１番20―505号
債務者　佐々木弘光
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後１時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第２５４号**
愛知県安城市美園町薮田55番地　県営依佐美住宅Ａ―1107
債務者　藤井　光代
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３１７号**
愛知県安城市東栄町横根畑59番地97　グランメールトーエイ307
債務者　中山　且江
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成２２年（フ）第３７号**
三重県志摩市大王町波切1032番地20
破産者　山本　和正
1　主文　当裁判所が平成22年４月28日午前９時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「三重県志摩市大王町波切1032番地22」とあるのを「三重県志摩市大王町波切1032番地20」と更正する。
2　決定年月日　平成22年５月12日
津地方裁判所伊勢支部

## 破産手続廃止決定の取消決定

**平成２２年（ソラ）第４０００８号**（原審仙台地方裁判所平成２２年（フ）第２１９号）
宮城県亘理郡亘理町長瀞字鳥飼84番地26
抗告人（破産者）　須田　幸雄
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定年月日　平成22年５月11日
仙台地方裁判所第４民事部

## 破産手続終結

**平成２１年（フ）第８４９号**
千葉県市原市八幡石塚２丁目５番地14　コーポ西田101、開始決定時の住所千葉県市原市八幡石塚２丁目９番地10　コーポ小出102
破産者　山崎　拓生
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第６２１号**
名古屋市名東区一社２丁目30番地
破産者　エビスヤ株式会社
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１２４７号**
神戸市東灘区甲南町３丁目３番１号
破産者　有限会社ミツル
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第１８号**
大分県豊後大野市三重町内田4035番地２
破産者　エトウ測量設計株式会社
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所竹田支部

**平成２１年（フ）第２２７５号**
札幌市東区東苗穂14条２丁目６番60号
破産者　株式会社矢野商会
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２６３号**
神奈川県横須賀市米が浜通２丁目１番地
破産者　有限会社エス・アイ
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第５５６号**
静岡県浜松市東区原島町164番地
破産者　エレパス有限会社
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第５８１号**
静岡県磐田市西貝塚1139番地
破産者　有限会社アイ・テック
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係